

実践女子大学・実践女子大学短期大学部学生支援システム J-TAS の運用に関する細則

(2019年3月20日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部学生支援システム J-TAS 利用規程」(以下「利用規程」という。)第16条に基づき運用に関する詳細を定める。

(利用許諾)

第2条 本システムの利用許諾の決定は、学生総合支援センター長が行うものとする。

2 本システムの利用(利用申請を含む)に関する手続きの所管部署は、学生総合支援センターとする。

(利用の手続き)

第3条 利用資格は、利用規程第4条1号、2号、5号に該当する教職員とする。

2 前項に規定の教職員は、別に定める「学生支援システム J-TAS で利用する情報一覧」の情報を利用することができる。

3 本システムを利用しようとする利用規程第4条5号に該当する者は、所属長に申請を行うものとする。

4 別に定める「学生支援システム J-TAS で利用する情報一覧」の情報区分の利用範囲を変更する場合は、所属長に申請を行うものとする。

5 前2項に基づいて申請が行われた場合、所属長は学生総合支援センターに許諾申請を行うものとする。

(利用上の遵守事項)

第4条 本システムの利用者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「実践女子学園個人情報の保護に関する規程」を遵守しなければならない。また、利用規程に従うものとする。

2 本システムを利用する者は、申請の範囲または業務に関連する範囲を超えて学生の個人情報を利用してはならない。

(利用停止)

第5条 本システムを利用する教職員が前条の規定に違反すると判断されるとき、学長はその利用を停止させることができる。

2 本システムにおける個人情報の利用に関して苦情等の申し立てがあった場合には、学長は関係機関と協議のうえ、当該の情報を消去し、または特定の利用者に対してその利用を停止させることができる。

(改廃)

第6条 この細則の改廃については、大学協議会及び短期大学部協議会の議を経て、学長が決定し、常任理事会に付議する。

附 則

この規則は、2019年4月1日から施行する。

